

今後のスケジュールについて

- ・ 5月30日の第4回運用推進委員会で答申素案提示し、ご意見をいただいた後に修正し、最終的に答申書とする。
- ・ 7月上旬 市長に答申
- ・ 9月議会 自治基本条例運用推進委員会条例 改正案の提出

・ 10月～ 改正条例施行

現行の場合

■例年 10月から公募委員の募集を開始

11月 公募委員選考



・平成26年11月末（第5期2年目委員の任期満了）



12月 新規委員の委嘱（任期2年のため平成28年11月末まで）



・平成26年12月～ 第6期 開始



※現在の1年目委員の任期が平成27年11月末であり満了年が揃わない

★10月に条例改正され、新体制に備える場合

- ・平成27年11月末までの1年間は、現在の1年目委員で審議を続ける。
（例えば任期4年間の使い方について等）
- ・平成27年10月 公募委員募集、学識者、関係団体から推薦
（ただし、規定により公募委員以外は再任を妨げない。）

※平成27年12月から、新たな委員の委嘱と諮問により、新体制の任期〇年としての委員会をスタートする。（全委員の任期満了が平成〇年11月末まで）

答申素案

平成26年 7月 日

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市自治基本条例運用推進委員会
委員長 齋藤 友之

自治基本条例の見直しの可否について・自治基本条例運用推進委員会の在り方について
(平成26年答申)

平成24年12月26日付 川総政発第44号をもって諮問を受けた、自治基本条例の見直しの可否について、及び自治基本条例運用推進委員会の在り方について審議した結果を、下記のとおり答申いたします。

一 はじめに

川口市自治基本条例運用推進委員会は、「川口市自治基本条例」(平成21年4月1日施行。以下、「自治基本条例」という。)の見直しの可否、川口市自治基本条例運用推進委員会(以下、本委員会という。)の在り方についての2つの諮問事項について、平成24年12月26日から現在まで、12回にわたり委員会を開催し、調査・審議したうえで以下のような結論を得ました。

二 自治基本条例の見直しの可否について

自治基本条例は、条例の制定までに240回という会議を重ね、多くの市民の参画を得て策定したものであり、その理解を深めるため、条例策定に携わった学識者と公募市民の元策定委員、さらに当時の事務局の計3名をゲストスピーカーとして招き、策定のプロセス及び、審議内容を確認したうえで議論した結果、現時点では条文について見直しの必要はないとの結論を得ました。その主な理由としては、自治基本条例の安定的な運用がはじまってから日が浅いこと、自治基本条例で定めている参加及び協働並びに市民投票に関する条例が制定され、自治基本条例の体系が整ったばかりであること、特段に改正を要する条項がないこと、が挙げられました。

ただし、多くの委員から市民の認知度が低いという意見が出され、市民への周知という課題も見えてきました。一方で、本市の最高規範であり、普段の生活で特別意識することは少ないのだから、むしろ、積極的に広報するより、何か問題が起きたときに照らし合わせる理念的な規範とすべきであるという意見もだされました。自治基本条例の市民への周知の在り

方については、今後も引き続き検討していく必要があります。

三 自治基本条例運用推進委員会の在り方について

本委員会の在り方については、当初、役割が明確ではないという意見を受けての議論の中で、「川口市自治基本条例運用推進委員会条例」（以下、「委員会条例」という。）第2条に書かれた所掌事務そのものが諮問されたため論点や着地点が見出しにくいという意見や、諮問事項以外にも独自の提案等ができないかといった意見をはじめ、多くの意見が出されました。

しかし、議論が進むうちに、委員会条例第2条に列挙されている所掌事務を変更する必要は特段ないことが確認され、まずは、1年ごとに委員の半数が入れ替わる制度を改めることや、答申するまでの期間、会議の頻度といった本委員会の運営の仕方を整えることにより、本委員会での議論が深まるようにすることが重要であるとの考えに至りました。

その結果、以下のような結論を得ました。

●本委員会の形式について

1年ごとに半数の委員が入れ替わる現行の形式については、1年かけて議論し方向付けたことを、新たな委員が理解するのに時間がかかり、実質的な審議に加わりにくいなどのデメリットが大きいため、本委員会での議論を円滑でより深められたものとするために、委員全員の就任時期をそろえるべきである、と考えます。

●本委員の任期と会議の開催頻度について

自治基本条例が理念的な性質を持つものであることから考えてみても毎年のように見直しを諮るべきものではないこと、また、もう少しじっくりと充実した議論をする必要があることから、委員の任期は4年とすべきである、と考えます。

以上の点から、諮問事項2の自治基本条例運用推進委員会の在り方についての改善を図るため、委員会条例第5条第1項を「委員の任期は4年とする。」に改正することを提案します。

四 その他

委員の任期である4年間でどのように使って審議していくのか、本委員会活動の自発性をどこまで認めるかなどのさらなる検討課題については、未だ結論に至っておりませんので、これらの課題については、今後、本委員会において検討していきたいと考えます。

以上